

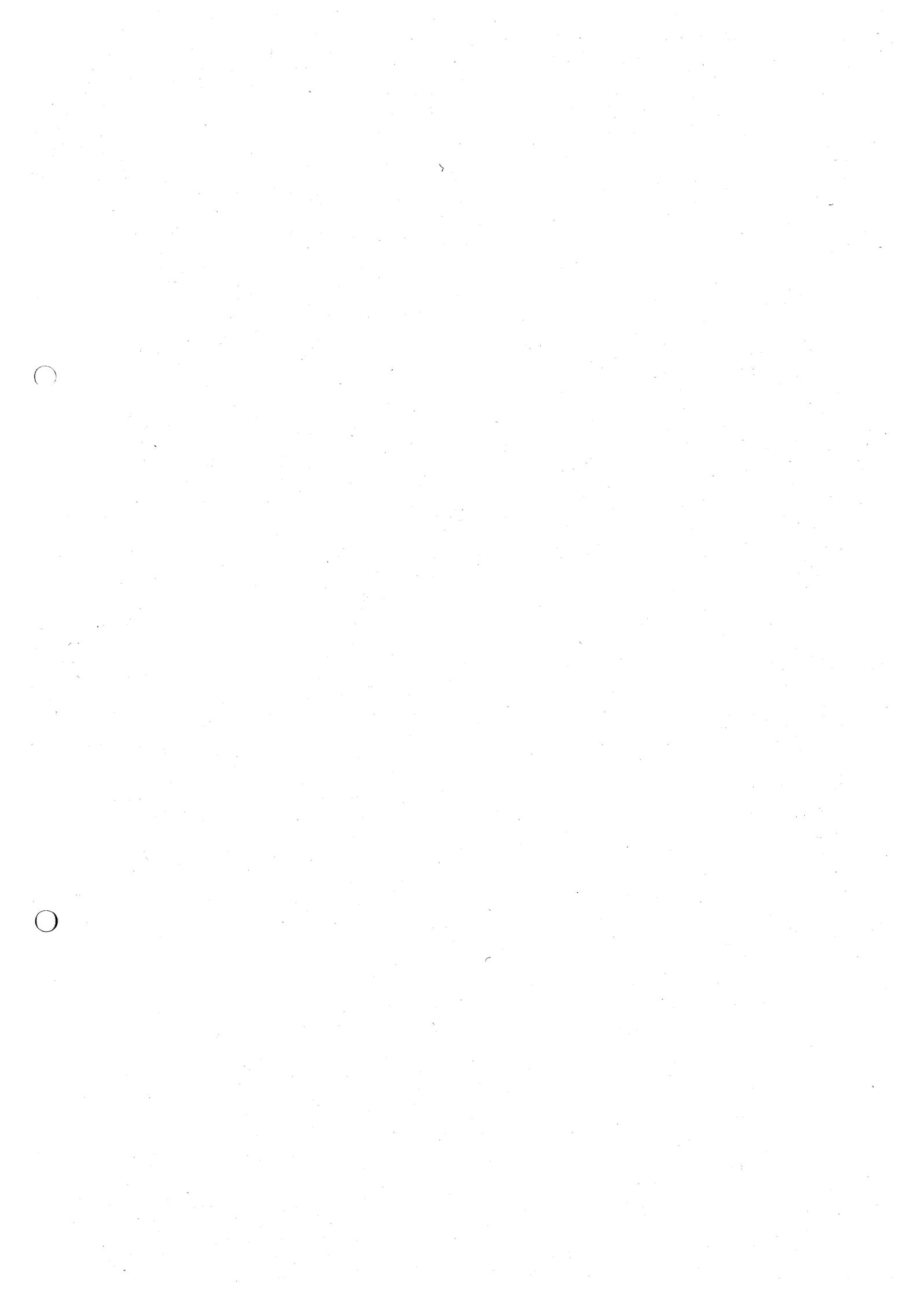
内閣の方針に反するJ B I Cの融資に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年三月十四日

川田龍平

参議院議長 伊達忠一殿



内閣の方針に反するJ B I Cの融資に関する質問主意書

二〇一五年に採択されたパリ協定に基づき、国際社会は官民を挙げて、脱炭素社会をめざし、石炭火力からの撤退を加速させている。しかし、国際協力銀行（J B I C）は、「超臨界圧」という低効率の技術を利用する予定の、日本企業等によるベトナムでのギソン2石炭火力発電所事業に対し、融資することを検討中であると聞いている。本年一月三十日、中川環境大臣は記者会見で「世界最新鋭である超々臨界圧以上の発電設備について導入を支援するというのが内閣の考え方」と述べているが、前記J B I Cによる融資は、中川環境大臣のいう「内閣の考え方」に反するのではないか。政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

